

京土技発第 1 号
平成 26 年 4 月 23 日

京都府土木施工管理技士会 会員各位

京都府土木施工管理技士会
会長 岡野 益巳
(公 印 省 略)

法人会員登録制度の一部見直しについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当技士会の運営にご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、京都府土木施工管理技士会ではこの度、法人会員における登録制度の一部運用の見直しを行う事と致しました。

一例として、法人会員 1 口をご登録頂いている会員において、6 人目の技士を追加する場合、現行の運用においては技士会細則 第 1 条に基づき、法人会員 2 口目としてご登録頂いておりました。

しかし、会員の皆様からの要望に応え、より柔軟な技士会運営を行っていくために、6 人目以降から上記従来の方法に加え、新たに個人会員として併用登録を認める事と致します。これにより 6 人目以降の技士を登録する場合、経済的負担が少ない個人会員への追加登録が可能となり、会員の皆様の負担を減らす事で、更なる技士の加入に繋がる事を期待しております。

なお、個人会員に登録された場合、法人会員において可能でありました「退職等による登録会員変更」は出来ませんので、ご承知おき頂きますようお願い致します

今後も柔軟な技士会運営を通じて、土木施工管理技士の社会的地位の向上に努めて参りますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

敬具

追記

京都府土木施工管理技士会の会員登録の詳細は、以下の HP をご覧下さい。
また、各種申請書類のダウンロードも可能です。

アドレス <http://www.kyokenkyo.or.jp/dantai/doboku.html>